

二 千 七 年 の 国 際 コ ー ヒ ー 協 定

二千七年の国際コーヒー協定

前文

この協定の締約国政府は、

輸出収入を得るため並びに社会的及び経済的開発に関する目標を達成するためにコーヒーに大きく依存している多数の国の経済にとってこの商品が特に重要であることを認め、

多くの人々、特に開発途上国における人々の生計にとってコーヒー産業が重要であることを認め、また、これらの国の多くにおいては家族経営の小規模農園で生産が行われていることに留意し、

開発に関する国際的な目標（特に貧困の撲滅に関するもの）（ミレニアム開発目標を含む。）の達成に対する持続可能なコーヒー産業の貢献を認め、

加盟国における雇用及び所得の増大並びに生活水準及び労働条件の改善をもたらすコーヒー産業の持続的な発展を助長する必要性を認め、

国際貿易を含むコーヒーに関する問題についての緊密な国際協力が、経済的に多様な世界的規模のコー

ヒー産業を育成し、並びに生産国の経済的及び社会的発展、コーヒーの生産及び消費の発展並びにコーヒーの輸出国と輸入国との間の関係の改善を助長し得ることを考慮し、

加盟国、国際機関、民間部門及びその他の全ての利害関係者の間における協力が、コーヒー産業の発展に貢献し得ることを考慮し、

コーヒーに関連する情報及び市場原理に基づくリスク管理の戦略の利用の拡大が、生産者及び消費者の双方の利益を損ない得る著しい市場の不安定を引き起こすおそれのあるコーヒーの生産と消費との間の不均衡を回避することに寄与し得ることを認め、

千九百六十二年、千九百六十八年、千九百七十六年、千九百八十三年、千九百九十四年及び二千一年の国際コーヒー協定の実施を通じてもたらされた国際協力から得られた利益に留意して、

次のとおり協定した。

第一章 目的

第一条 目的

この協定は、次のことにより、コーヒー産業の全ての参加者のため、市場原理に基づく状況において、世

界的規模のコーヒー産業を強化し、かつ、その持続可能な拡大を促進することを目的とする。

- (1) コーヒーに関する問題について国際協力を促進すること。
- (2) コーヒーに関する問題について政府間で協議し、及び民間部門と協議する場を提供すること。
- (3) 経済上、社会上及び環境上の観点から持続可能なコーヒー産業を発展させるよう加盟国を奨励すること。
- (4) 供給と需要との間の均衡を保ち、かつ、消費者及び生産者の双方にとって公正な価格をもたらす国際市場の構造上の状況並びに生産及び消費の長期的な傾向に関する理解を求める協議のための場を提供すること。
- (5) 全ての種類及び形態のコーヒーの国際貿易の拡大を促進し、並びに当該国際貿易の透明性を高め、並びに貿易障害の撤廃を促進すること。
- (6) コーヒーに関する経済的、技術的及び科学的な情報、統計及び研究成果並びにコーヒーに関する研究及び開発の結果を収集し、配布し、及び公表すること。
- (7) 全ての種類及び形態のコーヒーの消費及び市場（コーヒー生産国における消費及び市場を含む。）の発

展を促進すること。

(8) 加盟国及び世界のコーヒー経済の利益となる事業計画を作成し、及び評価し、並びに当該事業計画のた
めの資金を調達すること。

(9) 消費者の満足を高め、及び生産者の利益を増進するためコーヒーの品質を向上させること。

(10) コーヒー産業における食品の安全に関する適当な手続を作成するよう加盟国を奨励すること。

(11) 加盟国へのコーヒーに関する技術移転を援助するための研修事業及び情報提供事業を促進すること。

(12) 地域社会及び小規模な農業者がコーヒーの生産から利益を受けるため当該地域社会及び当該小規模な農
業者の能力を強化する戦略であって貧困の軽減に貢献し得るものを策定し、及び実施するよう加盟国を奨
励すること。

(13) コーヒーの生産者を援助し得る金融上の手段及び役務（融資の利用及びリスクの管理への取組方法を含
む。）に関する情報の提供を促進すること。

第二章 定義

第二条 定義

この協定の適用上、

- (1) 「コーヒー」とは、コーヒー樹の豆及び実（パーチメント・コーヒー、生コーヒー又は煎りコーヒーのいずれであるかを問わない。）をいい、ひきコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーを含む。理事会は、この協定が効力を生じた後できる限り速やかに及びその後三年ごとに、次の(d)から(g)までに定義するコーヒーについて換算係数を検討する。その検討の後、理事会は、適当な換算係数を決定し、公表する。最初の検討が行われるまでの間及び理事会が換算係数を決定することができない場合は、二千一年の国際コーヒー協定で使用された換算係数（この協定の附属書に規定するもの）を用いる。この(1)の柱書きの規定に従うことを条件として、次の用語は、それぞれ次に定める意味を有する。
- (a) 「生コーヒー」とは、煎る前の裸豆の状態における全てのコーヒーをいう。
- (b) 「乾燥したコーヒーの実」とは、コーヒー樹の乾燥した果実をいう。乾燥したコーヒーの生の生コーヒー相当重量を得るためには、乾燥したコーヒーの生の正味重量を○・五倍する。
- (c) 「パーチメント・コーヒー」とは、パーチメント皮に包まれた生のコーヒー豆をいう。パーチメント・コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、パーチメント・コーヒーの正味重量を○・八倍する。

る。

- (d) 「煎りコーヒー」とは、煎る程度を問わず、生コーヒーを煎ったものをいい、ひきコーヒーを含む。
- (e) 「カフェイン抜きコーヒー」とは、生コーヒー、煎りコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除
去したものをいう。

- (f) 「液状コーヒー」とは、煎りコーヒーから得た水溶性の固形成分を液状にしたものをいう。

- (g) 「可溶性コーヒー」とは、煎りコーヒーから得た乾燥した水溶性の固形成分をいう。

- (2) 「袋」とは、生コーヒーで六十キログラム又は百三十二・二七六ポンドをいい、「トン」とは、千キログラム又は二千二百四・六ポンドをいい、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。

- (3) 「コーヒー年度」とは、十月一日から九月三十日までの一年の期間をいう。

- (4) 「機関」及び「理事会」とは、それぞれ、国際コーヒー機関及び国際コーヒー理事会をいう。

- (5) 「締約国政府」とは、第四十条から第四十二条までの規定に従いこの協定の批准書、受諾書、承認書若しくは暫定的適用の通告書を寄託し、又は第四十三条の規定に従いこの協定に加入した政府又は欧州共同体若しくはその他の政府間機関（第四条(3)に規定するもの）をいう。

(6) 「加盟国」とは、締約国政府をいう。

(7) 「加盟輸出国」又は「輸出国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸出者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸出量が輸入量を上回る加盟国又は国をいう。

(8) 「加盟輸入国」又は「輸入国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸入者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸入量が輸出量を上回る加盟国又は国をいう。

(9) 「多数票」とは、出席し、かつ、投票する加盟輸出国の投ずる票の七十パーセント以上の票及び出席し、かつ、投票する加盟輸入国の投ずる票の七十パーセント以上の票（それぞれ別個に計算する。）をいう。

(10) 「寄託者」とは、二千一年の国際コーヒー協定に基づく理事会の決定（二千八年一月三十一日前にコンセンサス方式によって行われるもの）により指定された政府間機関又は二千一年の国際コーヒー協定の締約国政府をいう。当該決定は、この協定の不可分の一部を成す。

第三章 加盟国による一般的約束

第三条 加盟国による一般的約束

(1) 加盟国は、この協定に基づく義務の履行を可能とするために必要な措置をとること及びこの協定の目的の達成を確保するため相互に十分に協力することを約束する。特に、加盟国は、この協定が機能することを促進するために必要な全ての情報を提供することを約束する。

(2) 加盟国は、原産地証明書がコーヒーの貿易に関する重要な情報源であることを認める。したがって、加盟輸出国は、原産地証明書が理事会の定める規則に従って適切に発行され、及び使用されることを確保する責任を負う。

(3) 加盟国は、さらに、再輸出に関する情報が世界のコーヒー経済の適切な分析のために重要であることを認める。したがって、加盟輸入国は、理事会の決定する様式及び方法によって再輸出に関する定期的かつ正確な情報を提供することを約束する。

第四章 加盟国

第四条 機関の加盟国

(1) 締約国政府は、機関の単一の加盟国となる。

(2) 加盟国は、理事会の同意する条件に従って加盟輸出国又は加盟輸入国としての区分を変更することがで

きる。

- (3) この協定において「政府」というときは、欧州共同体並びにこの協定の交渉、締結及び適用について排他的権限を有するその他の政府間機関を含む。

第五条 加盟集団

二以上の締約国政府は、理事会及び寄託者に対する通告により、加盟集団として機関に加盟することを宣言することができる。当該通告は、当該二以上の締約国政府が定める日に、理事会の同意する条件に従って効力を生ずる。

第五章 国際コーヒー機関

第六条 国際コーヒー機関の所在地及び構成

- (1) 千九百六十二年の国際コーヒー協定に基づいて設立された国際コーヒー機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。
- (2) 機関の所在地は、理事会が別段の決定を行わない限り、ロンドンとする。
- (3) 機関の最高機関は、国際コーヒー理事会とする。理事会は、適当な場合には、財政及び運営に関する委

員会、消費振興及び市場動向に関する委員会及び事業計画に関する委員会によつて補佐される。また、理事会は、民間部門諮問委員会、世界コーヒー会議及びコーヒー産業における金融に関する協議のフォーラムの助言を受けるものとする。

第七条 特権及び免除

(1) 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。

(2) 機関並びに機関の事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のために接受国の領域に滞在する加盟国の代表の地位、特権及び免除については、接受政府と機関との間で締結された本部協定が適用される。

(3) (2)の本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

- (a) 接受政府と機関との間で合意する場合
- (b) 機関の本部が接受国の領域から移転する場合
- (c) 機関が存在しなくなる場合

(4) 機関は、理事会の承認を得て、この協定の機能が適正に営まれるために必要な特権及び免除に関する取極を他の加盟国と締結することができる。

(5) 接受政府以外の加盟国政府は、通貨又は為替の制限、銀行口座の保持及び金銭の移転に関し国際連合の専門機関に与える便宜と同一の便宜を機関に与える。

第六章 国際コーヒー理事会

第八条 国際コーヒー理事会の構成

(1) 国際コーヒー理事会は、機関の全ての加盟国で構成する。

(2) 加盟国は、理事会における一人の代表及び希望する場合には一人又は二人以上の代表代理を任命する。また、加盟国は、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を指名することができる。

第九条 理事会の権限及び任務

(1) この協定によって明示的に与えられる全ての権限は、理事会に属する。理事会は、この協定の実施のために必要な任務を遂行する。

(2) 理事会は、適当な場合には、委員会及び補助機関（第六条(3)に規定するものを除く。）を設置し、及び

解散することができる。

- (3) 理事会は、この協定の実施のために必要であり、かつ、この協定に適合する規則（理事会の手続規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。）を定める。理事会は、その手続規則において、会合することなく特定の問題について決定を行うための方法を定めることができる。

- (4) 理事会は、その活動の指針とし、及び優先順位（第二十八条の規定によって実施される事業計画に係る活動並びに第三十四条の規定によって実施される研究、調査及び報告についての優先順位を含む。）を特定するため、戦略的な行動計画を定期的に策定する。当該行動計画において特定された優先順位は、理事会によって承認される年次活動計画に反映する。

- (5) 理事会は、また、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録その他望ましいと認める記録を保管する。

第十条 理事会の議長及び副議長

- (1) 理事会は、各コーヒ―年度につき、議長一人及び副議長一人を選出する。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。

- (2) 議長は、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する加盟国の代表のうちから

選出するものとし、副議長は、他方の区分に属する加盟国の代表のうちから選出する。これらの職は、各コーヒ―年度ごとに、両区分の加盟国に交互に振り当てる。

- (3) 議長及び議長を代行している副議長は、投票権を有しない。この場合には、代表代理が自国の投票権を行使する。

第十一条 理事会の会合

- (1) 理事会は、年二回通常会合を開催し、及び理事会が決定する場合には特別会合を開催する。理事会は、十の加盟国の要請に基づいて特別会合を開催することができる。会合についての通報は、緊急の場合を除くほか、少なくとも三十日前に行う。緊急の場合の会合についての通報は、少なくとも十日前に行う。

- (2) 理事会は、別段の決定を行わない限り、機関の所在地において会合する。加盟国が理事会に対し自国の領域において会合するよう招請し、理事会がこれに同意する場合には、理事会が機関の所在地において会合する場合に要する費用を超える追加の費用であつて機関が支払うべきものは、当該加盟国が負担する。

- (3) 理事会は、非加盟国又は第十五条若しくは第十六条に規定する機関に対し、理事会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請することができる。理事会は、各会合においてオブザーバーの参加について

決定する。

- (4) 理事会の会合において決定を行うためには、加盟輸出国及び加盟輸入国のそれぞれの区分において、過半数の加盟国であつて三分の二以上の票数を代表するものが出席していなければならない。理事会の会合又は全体会合の開始時に定足数が得られない場合には、議長は、当該理事会の会合又は当該全体会合の開始を少なくとも二時間繰り下げる。新たに定められた開始時に定足数が得られない場合には、議長は、さらに、当該理事会の会合又は当該全体会合の開始を少なくとも二時間繰り下げることができる。この再び定められた開始時に引き続き定足数が得られない場合には、決定が必要な事案は、理事会の次の会合に延期される。

第十二条 票数

- (1) 加盟輸出国及び加盟輸入国は、それぞれ総体として、千票ずつを有する。これらの各千票は、(2)から(9)までに定めるところにより、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分内でそれぞれ配分する。
- (2) 各加盟国は、五の基本票を有する。
- (3) 加盟輸出国の残余の票は、加盟輸出国の間で、直前の四暦年間における各国の全ての仕向地へのコー

ヒーの輸出の平均数量に比例して配分する。

- (4) 加盟輸入国の残余の票は、加盟輸入国の間で、直前の四暦年間ににおける各国のコーヒーの輸入の平均数量に比例して配分する。

- (5) 欧州共同体又は第四条(3)に規定するその他の政府間機関は、単一の加盟国として票を有する。すなわち、五の基本票及び直前の四暦年間ににおける欧州共同体又は当該その他の政府間機関のコーヒーの輸入又は輸出の平均数量に比例して配分される追加の票を有する。

- (6) 票の配分は、理事会が各コーヒー年度の当初にこの条の定めるところにより決定するものとし、(7)に定める場合を除くほか、当該コーヒー年度中効力を有する。

- (7) 機関の加盟国の構成に変動がある場合又は加盟国の投票権が第二十一条に定めるところにより停止され、若しくは回復される場合には、理事会は、この条の定めるところにより、票を再配分するための措置をとる。

- (8) いかなる加盟国も、その属する区分において三分の二以上の票を有してはならない。

- (9) 票数は、一未満の端数を伴ってはならない。

第十三条 理事会の投票手続

- (1) 加盟国は、自国の有する全ての票を投ずる権利を有するが、投票に当たって票を分割してはならない。もつとも、(2)の規定により委託された票については、加盟国は、自国の有する票と別個に投ずることができる。

- (2) 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の会合において、自国の利益を代表し、及び自国の投票権を行使することを書面により委託することができる。

第十四条 理事会の決定

- (1) 理事会は、全ての決定及び勧告をコンセンサス方式によって行うよう努める。理事会は、コンセンサスに達することができない場合には、出席し、かつ、投票する加盟輸出国の投ずる票の七十パーセント以上及び出席し、かつ、投票する加盟輸入国の投ずる票の七十パーセント以上（それぞれ別個に計算する。）の多数票による議決で、決定及び勧告を行う。

- (2) 多数票による理事会の議決については、次の手続を適用する。

- (a) 三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため多数票が得られない場合には、出席する

加盟国の過半数による議決で理事会が行う決定により、四十八時間以内に再び表決に付する。

(b) 多数票がなお得られない場合には、議案は、承認されなかったものとみなす。

(3) 加盟国は、この協定に基づく理事会の全ての決定を拘束力のあるものとして受け入れることを約束する。

第十五条 他の組織との協力

(1) 理事会は、国際連合及びその専門機関、他の適当な政府間機関並びに関連する国際機関及び地域機関との協議又は協力のための措置（この協定の目的を達成するために理事会が適当と認める財政上の措置を含む。）をとることができる。理事会は、一次産品のための共通基金の制度その他資金源を十分に利用する。ただし、この措置に基づく事業計画の実施に関し、機関は、個々の加盟国その他の主体が与える保証に係るいかなる資金上の義務も負わない。いずれの加盟国も、当該事業計画に関する他の加盟国又は主体による借入れ又は貸付けから生ずる債務について機関の加盟国であるという理由により責任を負うものではない。

(2) 機関は、可能な場合には、加盟国、非加盟国及び抛出機関その他の組織から、コーヒー産業に焦点を合

わせた開発事業及び計画に関する情報を収集することができる。機関は、適当な場合には、関係当事者の同意を得て、この情報を加盟国及びこれらの組織に対して入手可能なものとすることができる。

第十六条 非政府機関との協力

前条及び第二十九条から第三十一条までの規定にかかわらず、機関は、この協定の目的を達成するため、コーヒー産業に関連する分野において専門知識を有する適当な非政府機関及びコーヒーに関する問題についての他の専門家との間の協力的な活動を確立し、及び強化することができる。

第七章 事務局長及び職員

第十七条 事務局長及び職員

(1) 理事会は、事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、理事会が定めるものとし、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件と同等のものとする。

(2) 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、この協定の運用に関して自己に属する任務の遂行について責任を負う。

(3) 事務局長は、理事会の定める規則に従って、機関の職員を任命する。

(4) 事務局長及び職員は、コーヒー産業、コーヒーの取引又はコーヒーの輸送に関し、いかなる金銭上の利害関係も有してはならない。

(5) 事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる加盟国からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。事務局長及び職員は、機関に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。各加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者が責任を果たすに当たってこれらの者を左右しようとしなことを約束する。

第八章 財政及び運営

第十八条 財政及び運営に関する委員会

財政及び運営に関する委員会を設置する。理事会は、同委員会の構成及び権限を決定する。同委員会は、承認のため理事会に提出される運営予算の作成の監督その他理事会が委任する任務（特に、収入及び支出の監視並びに機関の運営に関連する事項の監視）の遂行について責任を負う。同委員会は、理事会に対してその議事を報告する。

第十九条 会計

- (1) 理事会に出席する代表団及び理事会に属する委員会に出席する代表の費用は、各自の政府が負担する。
- (2) この協定の運用に要するその他の費用は、加盟国の年次分担金（その額は、次条に定めるところにより決定される。）並びに加盟国への特定の役務並びに第三十二条及び第三十四条の規定により集積される情報及び研究成果の販売による収入をもって支弁する。

- (3) 機関の会計年度は、コーヒー年度と同一とする。

第二十条 運営予算の決定及び分担金の額の決定

- (1) 理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。運営予算案は、第十八条の規定に基づく財政及び運営に関する委員会による監督の下で事務局長が作成する。

- (2) 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該各会計年度の運営予算の承認される時点における全ての加盟国の票数の合計に対する当該各加盟国の票数の割合に比例する額とする。ただし、分担金の額が決定されている会計年度の当初に加盟国の間の票の配分が第十二条(6)の規定により変更される場

合には、当該分担金の額は、当該会計年度につき、その変更に応じて調整される。分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによって生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

- (3) 第四十二条に規定するこの協定の効力発生後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

第二十一条 分担金の支払

- (1) 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することのできる通貨で支払われるものとし、その支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。

- (2) いずれかの加盟国が運営予算に係る分担金の支払の義務の生ずる日から六箇月以内に当該分担金の全額を支払わない場合には、投票権及び専門分野に関する委員会の会合に参加する権利は、当該分担金の全額が支払われる時まで停止される。ただし、当該加盟国は、理事会が別段の決定を行わない限り、この協定に基づくその他の権利を奪われることはなく、また、この協定に基づく義務を免除されることはない。

- (3) 加盟国は、(2)の規定により投票権を停止された場合においても、引き続き、分担金を支払う責任を負う。

第二十二條 責任

- (1) 機関（第六條(3)に定めるところによりその機能を営む。）は、この協定の範囲外のいかなる義務を負う権限も有しない。また、加盟国が機関に対しこのような権限を与えているものとみなしてはならない。特に、機関は、資金を借り入れる能力を有しない。機関は、契約を締結する権能を行使するに当たり、契約を締結する他方の当事者がこの条の規定を知ることができるよう、これらの規定を契約書に明記する。もつとも、これらの規定が契約書に明記されない場合であっても、当該契約は、無効とならず、また、機関の権限を超えるものとはならない。

- (2) 加盟国の責任は、この協定において明示的に定める分担金についての義務の範囲内に限定される。機関と取引を行う第三者は、加盟国の責任に関するこの協定の規定を知っているものとみなされる。

第二十三條 会計の検査及び公表

各会計年度の終了の後でできる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、当該会計年度の機関の資産、債務、

収入及び支出の計算書（独立の専門家による会計検査を了したもの）を作成する。この計算書は、理事会の承認を得るため、その後開催される最初の理事会に提出する。

第九章 消費振興及び市場動向

第二十四条 貿易及び消費に対する障害の除去

(1) 加盟国は、コーヒー産業の持続的な発展並びに貿易及び消費を妨げるおそれのある現在のある障害の除去及び新たな障害の回避が重要であることを認識し、同時に、保健及び環境に関する国家の政策目的を実現するため、国際協定（国際貿易に関連するものを含む。）に基づく約束及び義務と両立する規制を行う権利及び新たな規制を導入する権利を加盟国が有することを認識する。

(2) 加盟国は、コーヒーの消費の増大を多かれ少なかれ妨げるおそれのある措置、特に、次のものが現に存することを認識する。

(a) コーヒーに適用される輸入制度（特に、特惠関税その他の関税、輸入割当て、政府の独占機関及び公的買付機関の業務並びに他の行政規則及び商慣行）

(b) 直接又は間接の補助金に係る輸出制度並びに輸出に関する他の行政規則及び商慣行

(c) 消費に影響を及ぼすおそれのある国内の取引条件並びに国内又は地域の立法上及び行政上の措置

(3) 加盟国は、(1)に定める目的及び(4)の規定を考慮して、コーヒーに対する関税を引き下げるよう又は消費の増大に対する障害の除去のための他の措置をとるよう努力する。

(4) 加盟国は、相互の利益を考慮して、取引及び消費の増大に対する(2)に掲げる障害を漸進的に低減し、及び可能な限り最後には除去するための方法及び手段又は当該障害の及ぼす影響を実質的に軽減するための方法及び手段を追求することを約束する。

(5) 加盟国は、(4)に定める約束を考慮して、この条の規定を実施するためにとったあらゆる措置を毎年理事会に通報する。

(6) 事務局長は、理事会による検討のため、消費に対する障害に関する調書を定期的に作成する。

(7) 理事会は、この条の目的の達成を促進するため、加盟国に対して勧告を行うことができるものとし、加盟国は、その勧告を実施するためにとった措置をできる限り速やかに理事会に報告する。

第二十五条 消費振興及び市場動向

(1) 加盟国は、コーヒーの消費を促進し、製品の品質を向上させ、及びコーヒーの市場を発展させるための

努力（加盟輸出国における努力を含む。）が加盟輸出国及び加盟輸入国の双方にもたらす利益を認識する。

(2) 消費振興及び市場動向に関する活動は、コーヒーの生産及び消費に関連する知識普及活動、研究、能力の開発及び調査を含むことができる。

(3) 理事会の年次活動計画又は第二十八条に規定する事業計画に係る機関の活動は、(2)に規定する活動を含むことができる。当該活動については、加盟国、非加盟国、他の組織及び民間部門からの任意拠出をもつてその費用を支弁することができる。

(4) 消費振興及び市場動向に関する委員会を設置する。理事会は、同委員会の構成及び権限を決定する。

第二十六条 加工コーヒーに関する措置

加盟国は、開発途上国が特に工業化及び製品の輸出（コーヒーの加工及び第二条(1)(d)から(g)までに定義する加工コーヒーの輸出を含む。）によって自国の経済基盤を拡大することを必要としていることを認識する。この関連において、加盟国は、他の加盟国のコーヒー産業を崩壊させるおそれのある措置をとることを避けるべきである。

第二十七条 混合品及び代用品

- (1) 加盟国は、コーヒーとして商業的に再販売するため他の産物を、コーヒーに混合し、又はコーヒーとともに加工し、若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持してはならない。加盟国は、基本的原料として含有されるコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十五パーセント未満であるような製品をコーヒーの名称によって販売し、及び宣伝することを禁止するよう努力する。

- (2) 事務局長は、この条の規定の遵守状況に関する定期報告を理事会に提出する。

第十章 事業計画に係る機関の活動

第二十八条 事業計画の作成及び事業計画のための資金調達

- (1) 加盟国及び事務局長は、この協定の目的の達成に寄与し、及び第九条の規定により理事会が承認する戦略的な行動計画において特定される活動の優先分野の一又は二以上に寄与する事業計画に関する提案を提出することができる。

- (2) 理事会は、事業計画の提出、審査、承認、優先順位の決定及び資金調達のため並びに当該事業計画の実施、監視及び評価並びに結果の広範な周知のための手続及び仕組みを定める。

- (3) 事務局長は、理事会の各会合において、理事会が承認する全ての事業計画（資金調達を待つ事業計画、実施中の事業計画及び理事会の前回の会合後に完了した事業計画を含む。）の状況に関する報告を行う。
- (4) 事業計画に関する委員会を設置する。理事会は、同委員会の構成及び権限を決定する。

第十一章 コーヒーに関する民間部門

第二十九条 民間部門諮問委員会

- (1) 民間部門諮問委員会は、諮問機関として、理事会が諮問する事項について勧告することができ、また、この協定に関する事項について理事会に検討するよう要請することができる。
- (2) 民間部門諮問委員会は、輸出国の民間部門の代表八人及び輸入国の民間部門の代表八人で構成する。
- (3) 民間部門諮問委員会の構成員は、二コーヒー年度ごとに理事会が指定する団体の代表とし、再任を妨げられない。団体を指定するに当たっては、理事会は、次のとおり行うよう努める。
 - (a) 輸出国又は輸出地域におけるコーヒーに関する民間団体であつて、四のコーヒー群のそれぞれを代表するものの中から二団体ずつを指定する。それらの二団体は、栽培者及び輸出者をそれぞれ代表するものであることが望ましい。また、理事会は、それぞれの団体の代表につき一人又は二人以上の代表代理

を指名する。

(b) 輸入国（加盟国であるか非加盟国であるかを問わない。）におけるコーヒーに関する人の民間団体を指定する。それらの八団体には、輸入者及び焙煎者ばいをそれぞれ代表するものが含まれることが望ましい。また、理事会は、それぞれの団体の代表につき一人又は二人以上の代表代理を指名する。

(4) 民間部門諮問委員会の構成員は、それぞれ一人又は二人以上の顧問を指名することができる。

(5) 民間部門諮問委員会に、議長一人及び副議長一人を置く。議長及び副議長は、同委員会の構成員のうちから選出されるものとし、その任期は、一年とする。議長及び副議長は、再選を妨げられない。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。議長は、理事会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請される。

(6) 民間部門諮問委員会は、通常、理事会の通常会合の期間中に機関の所在地において会合する。加盟国が理事会に対し自国の領域において会合するよう招請し、理事会がこれを受け入れる場合には、同委員会も、当該領域において会合する。この場合において、同委員会が機関の所在地において会合する場合に要する費用を超える追加の費用であつて機関が支払うべきものについては、同委員会を主催する国又は民間

団体が負担する。

- (7) 民間部門諮問委員会は、理事会の承認を得ることを条件として特別会合を開催することができる。
- (8) 民間部門諮問委員会は、定期報告を理事会に提出する。
- (9) 民間部門諮問委員会は、この協定に適合する手続規則を定める。

第三十条 世界コーヒー会議

- (1) 理事会は、加盟輸出国、加盟輸入国、民間部門の代表その他関心を有する参加者（非加盟国からの参加者を含む。）で構成する世界コーヒー会議（以下「会議」という。）を適当な間隔で開催するための措置をとる。理事会は、会議の議長と調整して、会議がこの協定の目的の達成に向けて貢献することを確保する。

- (2) 会議に議長一人を置く。議長は、機関から報酬を受けない。議長は、理事会により適当な期間を任期として任命されるものとし、理事会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請される。

- (3) 理事会は、民間部門諮問委員会と協議の上、会議の形式、標題、対象事項及び開催時期を決定する。会議は、通常、理事会の会合の期間中に機関の所在地において開催する。加盟国が理事会に対し自国の領域

において会合するよう招請し、理事会がこれを受け入れることを決定する場合には、会議も、当該領域において開催することができる。この場合において、機関の所在地において会議を開催する場合に要する費用を超える追加の費用であつて機関が支払うべきものについては、会議を主催する国が負担する。

- (4) 理事会が別段の決定を行わない限り、会議の開催に係る費用については、そのために集められた資金をもつて支弁する。

- (5) 会議の議長は、会議における結論を理事会に報告する。

第三十一条 コーヒー産業における金融に関する協議のフォーラム

- (1) 理事会は、コーヒー生産地域における中小規模の生産者及び地域社会のニーズに特に重点を置いてコーヒー産業における金融及びリスク管理に関連する課題に関する協議を促進するため、コーヒー産業における金融に関する協議のフォーラム（以下「フォーラム」という。）を適当な間隔で、他の関連機関と協力して開催する。

- (2) フォーラムには、加盟国、政府間機関、金融機関、民間部門、非政府機関、利害関係を有する非加盟国及び関連の専門知識を有するその他のものの代表を含める。理事会が別段の決定を行わない限り、フォー

ラムの開催に係る費用については、そのために集められた資金をもって支弁する。

- (3) 理事会は、第三十四条の規定により設けられた仕組みを適宜用いて、フォーラムの運営、議長の指名及び結果の広範な周知のための手続規則を定める。議長は、フォーラムの結果を理事会に報告する。

第十二章 統計上の情報、研究及び調査

第三十二条 統計上の情報

- (1) 機関は、次の情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動する。

- (a) 世界におけるコーヒーの生産、価格、輸出、輸入、再輸出、流通及び消費に関する統計上の情報（市場の種々の区分に属するコーヒー及びコーヒーを含有する製品の生産、消費、貿易及び価格に関する情報を含む。）

- (b) 適当と認める場合には、コーヒーの栽培、加工及び利用に関する技術的な情報

- (2) 理事会は、その運営のために必要と認める情報（コーヒーの生産、生産の傾向、輸出、輸入、再輸出、流通、消費、在庫、価格及び課税に関する定期的な統計に係る報告を含む。）を提供するよう加盟国に要求することができる。ただし、コーヒーを生産し、加工し、又は販売する特定の個人又は会社の活動内容

を示唆するような情報を公表してはならない。加盟国は、可能な範囲内で、要求された情報をできる限り詳細、適時及び正確に提供する。

- (3) 理事会は、指標価格制度を定め、実際の市場の状況を反映した日ごとの複合指標価格を公表する。
- (4) 加盟国が機関の適正な運営のために理事会の要求した統計上の情報その他の情報を妥当な期間内に提供しないか又は提供することが困難な場合には、理事会は、当該加盟国に対し、不履行の理由の説明を要求することができる。加盟国は、理事会に対し、当該情報の提供が困難であることを通報し、技術援助を要請することができる。

- (5) 理事会は、情報の提供について加盟国に対する技術援助が必要であると認めるとき、又は加盟国が(2)の規定に基づいて要求された統計上の情報を連続した二年の間提供しなかった場合において、理事会の援助を求めなかったとき、若しくは不履行の理由を説明しなかったときは、これらの加盟国が要求された情報を提供することとなるよう主導することができる。

第三十三条 原産地証明書

- (1) 機関は、コーヒーの国際貿易に関する統計の収集を促進するため及び各加盟輸出国により輸出された

コーヒーの量を把握するために、原産地証明書制度を定める。当該制度は、理事会が承認する規則に従って運用される。

(2) 加盟輸出国によるコーヒーの輸出には、有効な原産地証明書が必要とする。原産地証明書は、理事会の定める規則に従い、加盟国が選定し、及び機関が承認した資格のある団体により発行される。

(3) 加盟輸出国は、(2)に規定する業務を行わせるために選定した政府機関又は非政府団体の名称を機関に通報する。機関は、理事会が承認する規則に従い、かつ、明示的に非政府団体を承認する。

(4) 加盟輸出国は、例外的であり、かつ、正当な理由がある場合には、原産地証明書において提供されるコーヒーの輸出に関する情報を原産地証明書に代わるものを用いて機関に提供することを認めるよう理事会に要請することができる。

第三十四条 研究、調査及び報告

(1) 機関は、加盟国を援助するため、コーヒー産業に関連する分野に関する研究及び調査の企画立案並びに技術的な報告書その他の文書の作成を促進する。

(2) (1)に規定する研究及び調査並びに文書には、コーヒーの生産及び流通の経済的条件、コーヒーのバリュー

チェーンの分析、金融上のリスクその他のリスクを管理する取組方法、政府の施策がコーヒーの生産及び消費に及ぼす影響、コーヒー産業の持続可能性に関する分野、コーヒーと健康との間の関係並びに伝統的な用途及び可能な新しい用途におけるコーヒー市場の拡大の可能性に関するものを含むことができる。

(3) 収集され、編集され、分析され、及び周知される情報には、技術的に可能な場合には、さらに、次の事項を含むことができる。

(a) 地理的に異なる地域、品質に関する製品の状態等の状況によるコーヒーの量及び価格

(b) 生産及び消費における市場の構造、隙間市場及び新たな傾向に関する情報

(4) 理事会は、(1)の規定を実施するため、研究、調査及び報告の年次事業計画（必要な資金の額の見積りを含む。）を採択する。これらの活動については、運営予算内の項目又は予算外の資金源のいずれかによりその費用を支弁する。

(5) 機関は、小規模なコーヒーの生産者の財務状況の改善（信用及びリスクの管理を含む。）を援助するため、当該生産者による情報の入手を促進することに特に重点を置くものとする。

第十三章 一般規定

第三十五条 新たな協定の準備

- (1) 理事会は、新たな国際コーヒー協定について交渉することの可能性を検討することができる。
- (2) (1)の規定を実施するに当たり、理事会は、第一条に定めるこの協定の目的の達成に関する機関による進捗状況を検討する。

第三十六条 持続可能なコーヒー産業

加盟国は、千九百九十二年にリオデジャネイロで開催された国際連合環境開発会議により採択されたアジェンダ二十一及び二千二年にヨハネスブルクで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議において採択されたアジェンダ二十一に含まれる持続可能な開発に関する原則及び目的に留意して、コーヒー資源及びその加工の持続可能な管理に妥当な考慮を払う。

第三十七条 生活水準及び労働条件

加盟国は、国際的に認められた原則及び適用可能な基準に留意しつつ、コーヒー産業に従事する人々の生活水準及び労働条件を自国の発展の段階に応じて向上させることに考慮を払う。さらに、加盟国は、労働基準を貿易に関する保護主義的な措置をとるための理由として用いないことについて合意する。

第十四章 協議、紛争及び苦情

第三十八条 協議

加盟国は、この協定に関する全ての問題について他の加盟国が行うことのある申立てに関する協議について好意的な考慮を払い、かつ、当該協議のための十分な機会を与える。事務局長は、当該協議の間に、いずれか一方の当事国の要請に基づき、かつ、他方の当事国の同意を得て、調停のための独立の委員会を設置する。委員会の費用は、機関の負担としない。事務局長が委員会を設置することについていずれかの当事国が同意しない場合又は協議により解決が得られない場合には、協議に係る事案は、次条に定めるところにより理事会に付託することができる。協議により解決が得られた場合には、その旨を事務局長に報告するものとし、事務局長は、全ての加盟国にその報告を送付する。

第三十九条 紛争及び苦情

- (1) この協定の解釈又は適用に関する紛争であつて交渉によつて解決されないものは、当該紛争の当事国であるいずれかの加盟国の要請に基づき、決定のため理事会に付託される。
- (2) 理事会は、紛争及び苦情の解決のための手続を定める。

第十五章 最終規定

第四十条 署名、批准、受諾又は承認

(1) この協定は、別段の定めがある場合を除くほか、二千八年二月一日から同年八月三十一日まで、寄託者の本部において、二千一年の国際コーヒー協定の締約国政府及びこの協定が採択された理事会の会合に招請された政府による署名のために開放しておく。

(2) この協定は、署名政府により、それぞれの国内法上の手続に従って批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

(3) 批准書、受諾書又は承認書は、第四十二条に別段の定めがある場合を除くほか、二千八年九月三十日まで、寄託者に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができる。理事会は、その決できない署名政府のために、寄託の期限の延期を認めることを決定することができる。理事会は、その決定を寄託者に送付する。

(4) 欧州共同体は、署名及び批准、受諾若しくは承認又は暫定的適用の通告に際し、この協定によって規律される事項に関して排他的権限を有することを確認する旨の宣言を寄託者に寄託する。欧州共同体の構成

国は、この協定の締約国政府となる資格を有しない。

第四十一条 暫定的適用

この協定を批准し、受諾し、又は承認する意思を有する署名政府は、その国内法上の手続に従ってこの協定を暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。

第四十二条 効力発生

- (1) この協定は、二千七年九月二十八日現在の票の配分において（ただし、第二十一条の規定の内容に基づく権利の停止は、考慮しないこととする。）、加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有する署名政府及び加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有する署名政府が、批准書、受諾書又は承認書を寄託した時に確定的に効力を生ずる。また、この協定は、(2)の規定により暫定的に効力を生じている場合には、批准書、受諾書又は承認書の寄託により前段に定める割合についての要件が満たされる時にいつでも確定的に効力を生ずる。

- (2) この協定が二千八年九月二十五日までに確定的に効力を生じなかった場合において、加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有する署名政府及び加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有する署名政府が、批准

書、受諾書若しくは承認書を寄託し、又は前条の規定に基づいて寄託者に通告したときは、二千八年九月二十五日又はその後の十二箇月以内のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。

- (3) この協定が暫定的に効力を生じたが二千九年九月二十五日までに確定的に効力を生じなかった場合には、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託した署名政府又は前条の規定に基づいて寄託者に通告した署名政府がこの協定が一定の期間引き続き暫定的に効力を有する旨をこれらの署名政府の間の合意により決定する場合を除くほか、この協定は、暫定的な効力を失う。また、当該これらの署名政府は、当該これらの署名政府の間でこの協定が確定的に効力を生ずる旨を当該これらの署名政府の間の合意により決定することができる。

- (4) この協定が(1)又は(2)のいずれの規定によっても二千九年九月二十五日までに確定的又は暫定的に効力を生じなかった場合には、自国の国内法令に従って批准書、受諾書又は承認書を寄託した署名政府は、当該署名政府の間でこの協定が確定的に効力を生ずる旨を当該署名政府の間の合意により決定することができる。

第四十三条 加入

- (1) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、国際連合若しくはその専門機関の加盟国の政府又は第四条(3)に規定する政府間機関は、理事会の定める手続に従ってこの協定に加入することができる。
- (2) 加入書は、寄託者に寄託する。加入は、加入書を寄託する時に効力を生ずる。
- (3) 第四条(3)に規定する政府間機関は、加入書を寄託する際に、この協定によって規律される事項に関して排他的権限を有することを確認する旨の宣言を寄託する。当該政府間機関の構成国は、この協定の締約国政府となる資格を有しない。

第四十四条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

第四十五条 自発的脱退

いずれの締約国政府も、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、いつでもこの協定から脱退することができる。脱退は、通告が受領された後九十日で効力を生ずる。

第四十六条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、その違反がこの協定の実施を

著しく妨げていると決定する場合には、当該加盟国を機関から除名することができる。理事会は、その決定を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後九十日で機関の加盟国でなくなり、かつ、この協定の締約国政府でなくなる。

第四十七条 脱退し、又は除名される加盟国に係る会計上の処理

(1) 理事会は、脱退し、又は除名される加盟国について会計上の処理を行う。機関は、脱退し、又は除名される加盟国が既に支払った金額の払戻しを行わないものとし、これらの加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対し負っている債務を履行する義務を引き続き負う。ただし、改正を受諾することができないため第四十九条(2)の規定によりこの協定への参加を終止する締約国政府については、理事会は、公平と認める会計上の処理を行うことができる。

(2) この協定への参加を終止した加盟国は、機関の清算によって得られる収益その他の機関の資産の持分に係る権利を有しないものとし、この協定の終了の際に機関に欠損があっても、当該欠損のいずれの部分の支払についても責任を負わない。

第四十八条 有効期間、延長及び終了

- (1) この協定は、暫定的又は確定的に効力を生じた後、十年間効力を有する。ただし、(3)の規定に基づいてその有効期間が延長される場合又は(4)の規定に基づいてこの協定が終了する場合は、この限りでない。
- (2) 理事会は、この協定の効力発生 of 五年後にこの協定の見直しを行い、適当な場合には決定を行う。
- (3) 理事会は、この協定の満了の日後についてこの協定の有効期間を一回又は二回以上連続して（ただし、延長期間の合計は、八年を超えないものとする。）延長することを決定することができる。この協定の有効期間の延長を受け入れない加盟国は、延長期間の開始の時までに理事会及び寄託者に対し書面によりその旨を通告するものとし、延長期間の開始の時からこの協定への参加を終止する。
- (4) 理事会は、いつでも、この協定を終了させることを決定することができる。終了は、理事会の定める日に効力を生ずる。
- (5) 理事会は、この協定の終了の後も、機関の清算、会計上の処理及び資産の処分を行う期間において必要な決定を行うために要する限りにおいて存続する。
- (6) 理事会は、この協定の有効期間又は終了に関して行われた決定及びこの条の規定に基づき理事会が受領した通告を寄託者に送付する。

第四十九条 改正

- (1) 理事会は、この協定の改正を提案することができるものとし、その提案を全ての締約国政府に通報する。改正は、加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有する締約国政府及び加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有する締約国政府から寄託者が受諾の通告を受領した後百日目の日、機関の全ての加盟国について効力を生ずる。第二段に定める割合は、関連する締約国政府に改正の提案が受諾のため送付された時点におけるこの協定の締約国政府の数に基づいて算定する。理事会は、締約国政府が寄託者に対して改正の受諾を通告する期限について定め、全ての締約国政府及び寄託者に通報する。当該期限までに改正の効力発生のための割合についての要件が満たされなかった場合には、改正は、撤回されたものとみなす。
- (2) 理事会が別段の決定を行わない限り、締約国政府は、理事会の定めた期限までに改正を受諾する旨の通告を行わなかった場合には、改正の効力発生の日、この協定の締約国政府でなくなる。
- (3) 理事会は、この条の規定に基づき締約国政府に送付した改正を寄託者に通報する。

第五十条 補足規定及び経過規定

二千一年の国際コーヒー協定に基づいて機関若しくはその内部機関により又はこれらの名においてとられ

た措置は、この協定が効力を生ずる時まで引き続き効力を有する。

第五十一条 この協定の正文

英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語をひとしく正文とするこの協定の原本は、寄託者に寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

附属書 二千一年の国際コーヒー協定に定める煎りコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーの換算係数

煎りコーヒー

煎りコーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、煎りコーヒーの正味重量を一・一九倍する。

カフェイン抜きコーヒー

カフェイン抜きコーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、生コーヒー、煎りコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したものの正味重量をそれぞれ一倍、一・一九倍又は二・六倍する。

液状コーヒー

液状コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、液状コーヒーに含有されるコーヒーの固形成分の乾燥状態における正味重量を二・六倍する。

可溶性コーヒー

可溶性コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、可溶性コーヒーの正味重量を二・六倍する。

二千七年の国際コーヒー協定の寄託者に係る国際コーヒー理事会（イングランドのロンドンにおける二千八年一月二十五日の第九十九回特別会合）決議第四百三十六号（二千八年一月二十五日の第一回全体会合において承認されたもの）

国際コーヒー理事会は、二千七年九月二十八日の第九十八回会合において、二千七年の国際コーヒー協定（以下「協定」という。）の案文を採択した決議第四百三十一号を承認しており、

ニューヨークにある国際連合条約部は、事務局長に対し、国際連合事務総長が協定の全ての正文の原本の寄託者となる立場にないことを通報しており、

理事会は、事務局長が協定の寄託者の指定のため法的及び財政的な選択肢を検討することに留意しており、

千九百六十九年の条約法に関するウィーン条約第七十六条（条約の寄託者）1は、交渉国が条約の寄託者を指定することができること及び寄託者が国（その数を問わない。）、国際機関又は国際機関の主たる行政官のいずれであるかを問わないことを規定しており、

協定第二条(10)は、理事会が二千八年一月三十一日前のコンセンサス方式による決定により寄託者を指定すること及び当該決定が協定の不可分の一部を成すことを規定しているので、

国際コーヒー理事会は、次のとおり決議する。

1 国際コーヒー機関を協定の寄託者に指定する。

2 国際コーヒー機関の首席の管理職員である事務局長に対し、千九百六十九年の条約法に関するウィーン条約に適合する方法により同機関が協定の寄託者の任務を遂行することを確保するために必要な措置（少なくとも次の事項を含む。）をとるよう要請する。

(a) 協定の原本及び寄託者に引き渡された全権委任状を保管すること。

(b) 協定の原本の認証謄本を作成し、及び送付すること。

(c) 協定への署名を受け付けること並びに協定に関連する文書、通告及び通報を受領し、かつ、保管する
こと。

(d) 協定への署名又は協定に関連する文書、通告若しくは通報が正式な手続によるものであるかどうかを
検討すること。

- (e) 協定に関連する行為を通報すること並びに協定に関連する通告及び通報を送付すること。
- (f) 協定第四十二条に規定する協定の効力発生又は暫定的効力発生に必要な数の批准書、受諾書若しくは承認書又は暫定的適用の通告の寄託の日を通報すること。
- (g) 国際連合事務局に協定を登録すること。
- (h) 寄託者の任務の遂行に関して問題がある場合には、署名政府及び締約国政府又は適当なときは国際コーヒ―理事会の注意を喚起すること。